1

2019年11月16日（土）

日本障害法学会シンポジウム①

「福祉・刑事司法と障害法の課題」

発達障害者を有する非行少年の現状と課題

宍倉　悠太

（国士舘大学）

2

本日の内容

【Ⅰ】発達障害を有する非行少年の状況

【Ⅰ】発達障害を有する非行少年の状況

【Ⅰ】発達障害を有する非行少年の状況

3

【Ⅰ】発達障害を有する非行少年の状況

4

【Ⅰ】発達障害を有する非行少年の状況

１．発達障害と犯罪・非行の関係

　STEP１（被害者化）

　①家庭での養育がうまくいかない。⇒虐待

　②学校で勉強に馴染めない。意思疎通や

　　身体能力に問題がある。⇒いじめ・無視

　　↓

　STEP２（被害者化→加害者化）

　社会に「居場所」が無い。

　家出⇒深夜徘徊⇒不良交友

　　↓

　STEP３（加害者化）

　犯罪・触法行為

⇒言うまでもなく、発達障害者 ≠ 犯罪者・非行少年。

　素質的要因と環境的要因の相互作用による二次障害

　として非行へ至る。

5

【Ⅰ】発達障害を有する非行少年の状況

２．発達障害者の非行の状況

少年保護司法全体に関わる明確なデータは

存在しないが、法務省の「少年矯正統計」が

参考になる。

6

図１：少年院における特殊教育課程（H1・H2）の新収容者数および全収容者中に占める構成比の推移（1989(平成元）年～2014（平成26）年）

＜グラフ＞

7

【Ⅰ】発達障害を有する非行少年の状況

①「特殊教育課程」の少年院とは？

少年院には教育課程（現在は矯正教育課程）がある。

H1・H2の説明は以下のとおりであり、H2に分類される者が発達障害（の傾向）を有する者とされていた。

H1 …知的障害者であって専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のないもの及び知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者

H2…情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者

なお、2015年の新少年院法施行に伴い、「特殊教育課程」は「支援教育課程」に変更・再編。

少年矯正統計においても「発達障害」を扱う統計が登場。

8

図2：2016年の少年院新収容者のうち、発達障害者が占める割合または人数が多い非行名

＜グラフ＞

9

【Ⅰ】発達障害を有する非行少年の状況

３．統計からみた傾向

（１）少子化等に伴い少年院収容者が減少する一方、

　　　発達障害を有する少年院収容者の割合は上昇。

（２）少年院入院者の1割弱程度に発達障害がある。

　　　特に発達障害者に多い犯罪や非行の類型として

　①虞犯

　②窃盗や住居侵入・暴行などの軽微な犯罪・非行

　③殺人や強制わいせつなどの重大悪質な犯罪・非行がある。

10

【Ⅰ】発達障害を有する非行少年の状況

（３）矯正教育と社会復帰の困難

　障害と不適切環境の相互作用⇒二次障害としての非行。

　「居場所」がないことから、非行性が進んでいない場合

　でも少年院等に入所せざるをえないケースも。

　彼らの健全育成・社会復帰のためには、

　①発達障害に基づく認知機能の障害の療育

　②二次障害である反社会的行動の矯正教育

　③居場所づくり

　が必要。

　仮に少年院のような専門機関ではなく、社会の中でそう

　した対応をしようとすれば、教育・医療・福祉等の単一

　の機関のみでの対応は困難を極める。

　（cf:2017年総務省勧告）

11

【Ⅰ】発達障害を有する非行少年の状況

⇒二次障害としての非行が悪化する前のより早期の段階で、適正・有効な対応策を講じることが最も重要。

　そうしたシステムをいかに整備するか？

　そして、現在の障害者関連法は、そこにどのように資することができるか？

　そこで、罪を犯した(発達)障害者への「合理的配慮」とはどのようなものかの検討を試みたい。

　そして、それが上記の問題にどのように関係しうるか検討したい。

12

【Ⅱ】罪を犯した(発達)障害者への  
「合理的配慮」

13

【Ⅱ】罪を犯した(発達)障害者への「合理的配慮」

１．罪を犯した(発達)障害者に関連するおもな規定

（１）障害者権利条約13条

　　　司法手続き利用上の配慮。

　　　（警察官及び刑務官を含む）研修の促進。

（２）障害者基本法29条

　　　刑事手続き・少年保護手続きの対象となった障害者

　　　への配慮、研修（国又は地方公共団体の義務）

（３）障害者差別解消法7条

　　　行政機関による不当な差別的取扱いの禁止。

　　　合理的配慮の提供（行政機関の義務）

（４）発達障害者支援法12条の2

　　　刑事手続き・少年保護手続きの対象となった発達

　　　障害者への配慮（国又は地方公共団体の義務）

⇒犯罪・非行に対応する公権力の活動の中で、

合理的配慮が行われなければならなくなった。

　刑事政策全般における合理的配慮の在り方が問題に。

14

【Ⅱ】罪を犯した(発達)障害者への「合理的配慮」

2．合理的配慮の意義

　①社会的障壁の除去、②非過重負担、③個別ニーズの3要素。（権利条約２条、内閣府の「基本方針」）

　さらに、④意向の尊重、⑤本来業務付随、⑥機会平等、⑦本質変更不可も要素となる。（内閣府の「基本方針」）

　また、②非過重負担との関係について、「合理的配慮」は「reasonable accommodation」の訳語。

⇒自己と目的を異にする他者から見ても『理に適った』といえる仕方で他者を尊重する態度に関わる。

＝当該障害者のみならず、相手方から見ても理に適ったものである必要がある

15

【Ⅱ】罪を犯した(発達)障害者への「合理的配慮」

３．罪を犯した者に対する合理的配慮に関する刑事政策論的考察

（１）刑事政策の意義

　犯罪の防止を目的とする国および地方公共団体の活動。

（２）ただし、「犯罪の防止」というときには「犯罪の発生を防止・抑圧する」のみならず、「犯罪から生じた社会的葛藤の解決」をも目的とする。

⇒したがって犯罪概念も、「行為者（加害者）の行為・被害者の被害・それに対する社会の人びとからの反作用の複合体」ととらえる。

16

【Ⅱ】罪を犯した(発達)障害者への「合理的配慮」

（３）罪を犯した(発達)障害者に対する合理的配慮

　上記の犯罪概念に基づくと、合理的配慮の「相手方」として、

　・刑事司法や少年保護司法の関係機関

　・さらに、間接的には被害者や社会の人びとが想定される。

　合理的配慮は、刑事政策における犯罪概念との関係から制約を受ける。

　従来の刑事司法や少年保護司法の理念やそれに基づく運用を大きく変えるような配慮は困難。

⇒さらに、そうした犯罪に対応する刑事司法や少年保護司法において、どのようなことが配慮されるべきなのか？

17

【Ⅱ】罪を犯した(発達)障害者への「合理的配慮」

（４）罪を犯した者へ対応する2つの原理

①規範的な対応＝「行為―責任―応報」原理。

　手続レベル：規範的評価からの厳格な事実認定。

　　　　　　　行為責任に基づく応報としての刑の言渡し

　執行レベル：厳格な「刑の執行」。

　　　　　　　処分内容の相当性・画一性・公平性。

②経験科学的な対応＝「行為者―危険性―予防」原理。

　手続レベル：経験科学的評価からの素質・環境に基づく

　　　　　　　犯罪的危険性の認定。

　　　　　　　当該危険性の除去等（改善・社会復帰目的

　　　　　　　・悪化防止目的）のための処分の言渡し。

　執行レベル：問題性に応じた「行刑」。

　　　　　　　処分内容の合理性・個別性・弾力性。

18

【Ⅱ】罪を犯した(発達)障害者への「合理的配慮」

（５）罪を犯した(発達)障害者への合理的配慮

刑事司法・少年保護司法はこれらの原理の組み合わせ（主原理・従原理の関係は異なる）から構成。そこでの合理的配慮はどのような内容になるか。

①刑事司法や少年保護司法の本質的な評価（行為責任の判断や要保護性判断）自体に（即時的に）変容を迫るものではない。

②他方、障害に対する配慮が無いことで、その人が司法手続きにおいて本来持つはずの権利や利益を得られない、あるいは、配慮が無いことで必要以上の不利益を被ることがあれば、是正すべき。

19

【Ⅱ】罪を犯した(発達)障害者への「合理的配慮」

（６）具体的には、

①司法手続きにおいて「障害を考慮する『機会』が設けられる」ことは必須になる。

　そのうえで、行為責任や要保護性判断等との関係で障害を考慮するのは、刑事司法や少年保護司法の本来の理念や原理に基づき行われるべきこと。

②他方、配慮を実践するためには、

　よりよい人権保障的側面を追求するための義務として、

　(a)より相当性を意識した配慮の提供が求められる。

　　ex:取り調べ・裁判・処遇における意思疎通上の配慮。

　　　 ソフト・ハード両面における環境上の配慮。

③さらに、改善・社会復帰目的をよりよく達成するための義務として、(b)より合理性を意識した配慮の提供も求められる。

　　ex:改善・社会復帰に有用な処遇プログラム等の提供。

20

【Ⅲ】発達障害を有する非行少年への対応の  
現状と課題

21

【Ⅲ】発達障害を有する非行少年への対応の  
現状と課題

１．行政機関の状況

（１）行政機関による合理的配慮の状況

　障害者差別解消法および内閣府の「基本方針」に基づき、非行少年の処遇に関する行政機関では、警察庁・検察庁・法務省が対応要領を作成。

⇒「罪を犯した障害者」に関する特段の言及はないが、これらの者も含まれる。

（２）いわゆる「事前的改善措置」の実施

　他方、非行少年処遇の中では、障害をもつ少年への配慮も含め、運用上整備されているものも存在。

⇒「不特定多数の障害者を対象に合理的配慮を的確に行うための環境の整備」を行う「事前的改善措置」に含まれる。

　以下、発達障害を有する非行少年の処遇として行われているものを確認する。

22

【Ⅲ】発達障害を有する非行少年への対応の現状と課題

２．発達障害を有する非行少年に対する処遇上の取り組み

（１）少年鑑別所における取り組み

　2015年に発達障害スクリーニングツール及び行動観察チェックリストの開発。ADHDと自閉症スペクトラム障害の特徴の把握を目的とする。原則として収容鑑別の対象者全員に実施。

（２）更生保護における取り組み

　①保護観察の場面では、『保護観察のための発達障害処遇ハンドブック』作成（2014年）。

　『保護司のための発達障害Ｑ&Ａ』（2017年）

⇒システム化されてはいないが、処遇の主体の側で用意している点で、事前的改善措置の一種といえる。

　②福祉システムへのダイバージョンとして、特別調整対象者を適切な福祉サービスにつなげる地域生活定着促進事業を2009年から開始。

23

【Ⅲ】発達障害を有する非行少年への対応の現状と課題

（３）少年院における取り組み

①少年院法改正に伴い、2015年から教育課程を再編。

　特殊教育課程は「支援教育課程」に変更。発達障害はN２・N５の中で対象として初めて明記される。全国52中14箇所の施設が新課程の対象となる少年を受け入れ。

N1・N4…知的障害またはその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要する者。

N２・N5…情緒障害若しくは発達障害またはこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要する者

N3…義務教育を終了した者のうち，知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ，非社会的行動傾向等に応じた配慮を要する者

②2016年度には少年院における「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」が完成。障害特性に応じた処遇の在り方などを明記。

24

【Ⅲ】発達障害を有する非行少年への対応の現状と課題

３．今後の課題

（１）合理的配慮のインパクトと個別事案の積み上げの重要性

　合理的配慮に関する法は、直ちに罪を犯した発達障害者に対するよりよい処遇の在り方を提供するわけではない。

　しかし、発達障害者に対する合理的配慮を義務化した点で、罪を犯した発達障害者に対する処遇の在り方を必然的に考えなければならない機会の提供の根拠に。

　さらに、合理的配慮の提供事例の中から、その刑事政策的効果が認識されるものは、いずれ集約されシステム化される可能性がある。

⇒将来のよりよい事前的改善措置へ漸次展開していく際の資料に。

25

【Ⅲ】発達障害を有する非行少年への対応の現状と課題

（２）研修の重要性

　事案の積み上げのためには、まずは障害に気付く、理解のある職員を増やしていく努力が必要。（Cf:対応要領）

（３）より早期の段階での対応の重要性

　二次障害としての非行が悪化するほど立直りは困難に。

⇒より早期の段階での対応システム整備。

　学校の問題行動、家庭での児童虐待、家出や深夜徘徊といった不良行為への対応段階における、関係機関の連携体制構築の必要性。

26

【Ⅲ】発達障害を有する非行少年への対応の現状と課題

（４）地域社会における「受け皿」の拡大

　再犯防止推進法5条：再犯防止活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保が国と地方公共団体へ義務化。

⇒地域生活定着促進事業の成果や、「入口」支援の成果を集約する必要。

（５）刑事司法との「亀裂」を埋める必要性。

　少年保護司法の方が、より合理性を意識した配慮の提供を行いやすい。他方、刑事司法においては責任能力判断では発達障害はほとんど考慮されず、処遇においてもあまり顧みられていない。

　発達障害に関しては、少年法適用年齢引き下げにより少年と成人との間で対応の仕組みの間に大きな亀裂が拡大する懸念。成人の刑事司法システムにおける配慮の拡大の必要性。

27

ありがとうございました